

○桜井宇陀ふるさと市町村圏基金条例

平成9年3月31日

条例第27号

改正 平成22年12月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、桜井宇陀広域連合規約（平成9年3月4日奈良県指令地第1161号。以下「規約」という。）第18条第1項に規定する「ふるさと市町村圏」の振興整備に資する基金の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の名称)

第2条 前条の基金の名称は、桜井宇陀ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）とする。

(積立て)

第3条 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に増加して積み立てることができる。

2 前項の規定により積立てが行なわれたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用基金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金に属する財産のうち関係市村からの出資金総額及び奈良県からの補助金に相当する額については、規約第20条ただし書きの協議を経たときは、予算に計上して、その一部を処分することができる。

(繰替運用)

第7条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。